

議案第七五号

特別取の取受で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例を制定するものとする

昭和三十一年九月二十九日提出

三朝町長 坂出 雅

昭和三十一年九月九日議決

三朝町議会議長

天野 康

原案可決

昭和三十一年三朝町条例

号

特別取の取受で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例

(報酬)

第一條 特別取の取受で非常勤のもの(議会の議決を除く。以下「特別取の取受」という)の報酬は別表のとおりとする

(費用弁償)

第二條 特別取の取受が公務のため旅行したときは、その旅行についで費用

弁償として旅費を支給する。

第三條 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。
前項に定めるもののほか、特別取の取受に支給する旅費については、一般取の取受に支給する旅費の例による。

(規則への委任)

第三條 この条例の実施に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は公布の日より施行する。



(別表)

区 介	報酬の額	旅費の額
教育委員	月額 五〇〇円以内	三朝町長補給金条例(昭和十八年条例第一八号)収入税の徴収相当額とする
選挙管理委員	〃	〃
選挙審査委員	月額 一五〇〇円以内	〃
国定資産評価委員	月額 五〇〇円以内	〃
農業委員	月額 一五〇〇円以内	〃
その他各種委員	月額 五〇〇円以内	〃
選挙長	〃	〃
投票管理員	〃	〃
投票管理員	〃	〃
投票立会人	〃	〃
投票立会人	〃	〃
選挙立会人	〃	〃
選挙立会人	〃	〃
選挙立会人	〃	〃
選挙立会人	〃	〃
選挙立会人	〃	〃
選挙立会人	〃	〃
選挙立会人	〃	〃
選挙立会人	〃	〃
選挙立会人	〃	〃

三朝町長補給金条例(昭和十八年条例第一八号)収入税の徴収相当額とする

三朝町長補給金条例(昭和十八年条例第一八号)収入税の徴収相当額とする